

2019年12月11日 全9頁

大口信用供与等規制の改正（確定版）

2020年4月1日からファンド・証券化商品にルックスルー方式を導入

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 10月30日、金融庁は、「大口信用供与等規制」を改正する細則を公表した（2020年4月1日から適用予定）。大口信用供与等規制とは、銀行がグループの貸出先へ行う信用の供与等の額を、原則として自己資本の25%以下に制限する規制である。
- 改正により、ファンド・証券化商品についてルックスルー方式が導入される。原資産を構成する個別の資産が自己資本の0.25%以上の場合、原則として、個別の資産に係る債務者等への信用の供与等として扱われる。
- また、貸出等について保証を受け、一定の債券等を担保として受領している場合等は、保証や担保の額を貸出先への信用の供与等の額から控除する代わりに、その額を保証人や担保（債券等）の発行者への信用の供与等として計上するとしている（自己資本比率規制で、保証や担保等の信用リスク削減効果を勘案している場合に適用）。

(注) 本稿は、拙稿「大口信用供与等規制の改正案」（2019年9月18日付大和総研レポート）の確定版である。

1. 経緯

2019年10月30日、金融庁は、大口信用供与等規制を見直す銀行法施行令等（以下、銀行法、銀行法施行令、銀行法施行規則は、それぞれ、「法」、「施行令」、「施行規則」とする）の改正、及び、一部の銀行について大口与信管理を見直す「主要行等向けの総合的な監督指針」（以下、「監督指針」とする）等の改正を公表した^{1,2}。改正内容は、いずれも2020年4月1日に施行予定である。

大口信用供与等規制の見直しに関しては、2014年4月にバーゼル銀行監督委員会で合意されており³、今回の改正はそれを踏まえて、国内法令を見直すものといえる。

¹ 金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20191030-1/20191030-1.html>) 参照。

² 信用金庫・信用金庫連合会、信用協同組合・信用協同組合連合会についても、大口信用供与等規制の改正が公表されている。

³ バーゼル銀行監督委員会ウェブサイト (<https://www.bis.org/publ/bcbs283.htm>) 参照。その概要について、金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/inter/bis/20140418-2.html>) 参照。

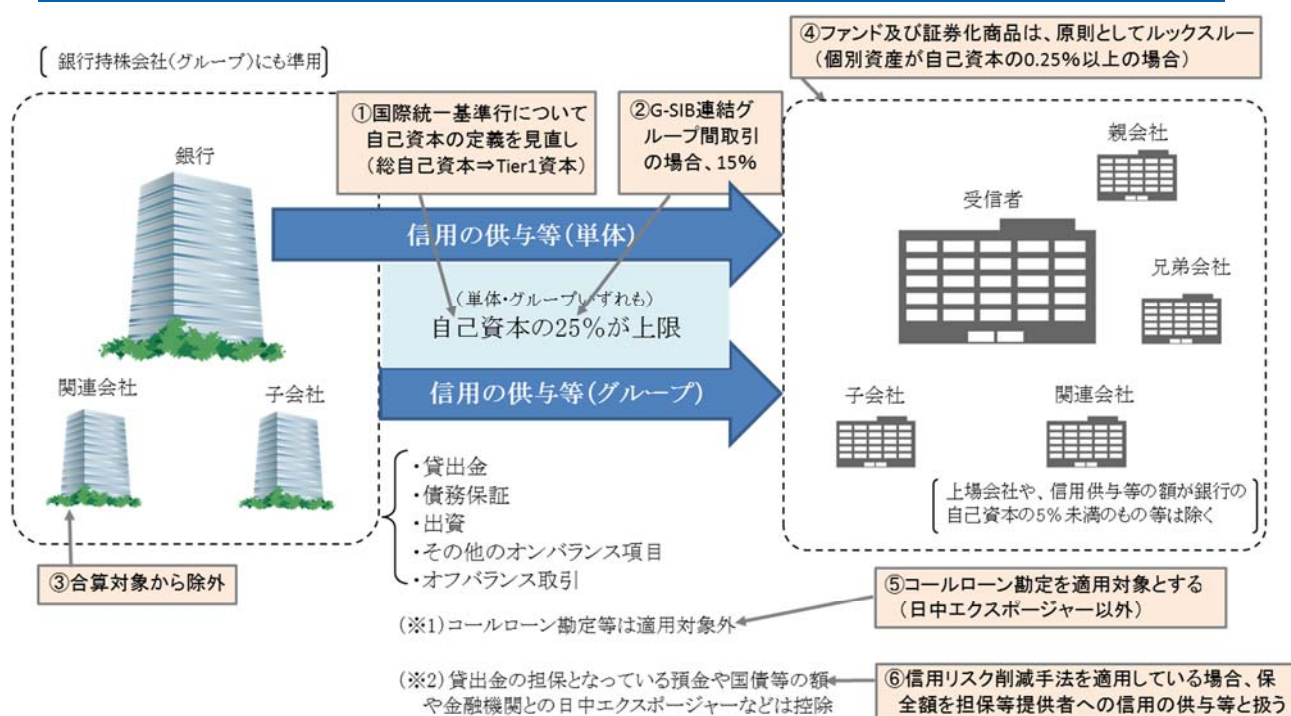
2. 大口信用供与等規制の改正

(1) 全体像

銀行は、経営のリスク分散等のため、大口信用供与等規制が課せられている。大口信用供与等規制とは、銀行が単体及びグループで行う、ある受信者グループに対する信用の供与等（貸出・債務保証・出資等）の額は、原則として自己資本の額の25%以下としなければならないという規制である⁴。銀行持株会社がグループで行う信用の供与等にも準用されている。

改正内容のイメージは、図表（表中の①～⑦が主な見直し項目）の通りである。改正の適用時期は2020年4月1日とされている（経過措置は設けられていない⁵）。

図表 大口信用供与等規制の改正（表中の①～⑦が主な見直し項目）（イメージ）



【適用除外】

- ◇ 国、地方公共団体、政府系機関等への信用の供与等
- ◇ 信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等
- ◇ 上限額を超過したことがやむを得ないとされる一定の場合で、内閣総理大臣の承認を受けた場合

⑦範囲を明確化

（出所）改正を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

⁴ 現行規制について、鈴木利光「大口信用供与等規制の細則の見直し①」（2014年11月20日付大和総研レポート（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20141120_009160.html））、同「大口信用供与等規制の細則の見直し②」（2014年11月20日付大和総研レポート（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20141120_009168.html））、同「大口信用供与等規制の細則の見直し③」（2014年12月8日付大和総研レポート（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20141208_009231.html））参照。

⁵ ただし、同時に公表された信用金庫、信用協同組合に関する大口信用供与等規制の改正においては、ルックスルー方式の導入は「当分の間、適用しない」とされている（銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則2、3）。

なお、7月末に今回の改正の「案」が公表されており⁶、改正内容は概ね改正案の通りだが、主に下記の点が改正案の内容に追加又は変更されている。

- ◇ルックスルー不要な商品等として、REIT等の不動産投資信託などを明記
- ◇ストレス状況下において、コールローンについて信用供与等限度額を超過することが必要な一定の場合は、限度額を超過することが承認されることを明記
- ◇大口与信管理に関して今回拡充される内容の適用対象を、国際統一基準行に限定

(2) 国際統一基準行の自己資本の見直し

大口信用供与等規制の信用の供与等の限度額は、原則として「自己資本の額」の25%である。現行規制では、国際統一基準行の場合、「自己資本の額」は、**総自己資本の額**（普通株式等 Tier1 資本、その他 Tier1 資本及び Tier2 資本の合計額）である（施行規則 14 の 2②、平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示 31 号（以下、「告示 31 号」とする）1①②）。

改正により、国際統一基準行の「自己資本の額」は、**Tier1 資本の額**（普通株式等 Tier1 資本及びその他 Tier1 資本の合計額）とされた（改正後の告示 31 号 1（現行告示 31 号 1②の廃止））。

(3) G-SIB 連結グループ間取引についての限度額引き下げ

大口信用供与等規制は、銀行持株会社（連結グループ）にも適用されており、信用の供与等の限度額は、銀行持株会社（連結グループ）の自己資本の 25% である（法 52 の 22①、施行令 16 の 2 の 3③）。

改正により、以下の銀行持株会社又はその子会社等の、G-SIB（グローバルなシステム上重要な銀行）⁷及びその合算子法人等及び合算関連法人等に対する信用の供与等の限度額が、銀行持株会社（連結グループ）の自己資本の「**15%**」に引き下げられた（法 52 の 22①、改正後の施行令 16 の 2 の 3③二、同 16 の 2 の 3④二、改正後の平成 26 年金融庁告示第 51 号（以下、「告示 51 号」とする）10）。

- ①三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
- ②みずほフィナンシャルグループ
- ③三井住友フィナンシャルグループ

⁶ 拙稿「大口信用供与等規制の改正案」（2019 年 9 月 18 日付大和総研レポート）
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190918_021035.html 参照。

⁷ 2019 年時点の G-SIB リスト（2017 年に公表）について、FSB（金融安定理事会）ウェブサイト
<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P211117-1.pdf> 参照。

(4) 与信者グループから関連法人等を除外

現行規制では、与信者グループに、銀行の子法人等と関連法人等が含まれている（現行施行規則 14 の 4）。改正により、与信者グループから、銀行の関連法人等が除外された（改正後の施行規則 14 の 4）。

(5) ファンド・証券化商品についてのルックスルー方式の導入

現行規制では、ファンド等を保有する場合、その信用の供与等はファンド等の構成資産に対する信用の供与等と扱う、いわゆる「ルックスルー」は原則として適用しないとされている⁸。改正により、ファンド及び証券化商品についての信用の供与等について、ルックスルー方式が導入された。

(ア) ルックスルーを行う場合

一又は複数の資産（原資産）を裏付として間接的に行う信用の供与等（間接的信用供与等）のうち、以下の取引を通じた信用の供与等については、原則として、ルックスルーを行う⁹とされた（改正後の施行規則 14⑥、改正後の告示 51 号 4 の 3①）。SPC・信託は（下記①②に該当しない限り）ルックスルーは求められない¹⁰。

①以下のものに係る取引

投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券

②証券化取引に係る取引

ただし、以下の場合にはルックスルーを行わないこととされている（ファンド等自体に対する信用の供与等と扱われる）（改正後の施行規則 14⑥、改正後の告示 51 号 4 の 3③）。

(A) 後述（イ）の方法で算出される個別資産等（原資産を構成する個別の資産及び取引）ごとの信用の供与等の額が、自己資本の額の 0.25%を下回る場合

(B)（個別にルックスルーが不相当であると）金融庁長官に認められた場合

上記（A）により、1 つのファンド・証券化商品の個別資産等のうち、（イ）（i）（ii）で算出

⁸ 2014 年に大口信用供与等規制が改正された際のパブリックコメントにおける「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の Q72（p. 18）への回答において、「原則として、信託・SPC については個々の信託・SPC ごとに対する、ファンドについては直接信用の供与等を行っているファンドに対する信用の供与等として取り扱うこととなると考えられますが、本規制の潜脱となるスキームとなっていないかに留意が必要なほか、与信管理上、適切に管理を行う必要があるものと考えられます」とされている。

⁹ 当該原資産を構成する個別の資産及び取引（個別資産等）に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、一定の方法で信用の供与等の額を算出することをさす。

¹⁰ ただし、引き続き、SPC・信託を利用することで、大口信用供与等規制の潜脱となるスキームとなっていないかに留意が必要と考えられる（脚注 8 参照）。

される信用の供与等の額が自己資本の額の 0.25%以上であるものについてはルックスルーを行い、信用の供与等の額が自己資本の額の 0.25%未満であるものについてはルックスルーを行わないことになる（部分的なルックスルー）。

上記 (B) に関連して、「単一又は複数の不動産の賃料や売買益を配当の原資とすることを目的とした投資信託（所謂 REIT（J-REIT を含む））」等¹¹については、ルックスルーを行わず、ストラクチャー自体に対する信用の供与等としての取り扱いを認めることとされた（「大口信用供与等規制に関する留意事項について（大口信用供与等規制に関するガイドライン）」）。

（イ）ルックスルーの方法

ルックスルーの方法は、以下の 3 つの区分に応じてそれぞれ定められている。

（i）優先劣後構造がある場合

優先劣後構造がある場合（証券化商品が想定される）、次の額を、個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額（ただし、当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）とする（改正後の施行規則 14⑥、改正後の告示 51 号 4 の 3②二）。

$$\frac{\text{対象信用供与等（※）の額}}{\text{対象信用供与等（※）と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額}} \times \text{個別資産等の価額}$$

（※）信用の供与等の算出の対象となる間接的信用供与等を指す。

例えば、裏付資産に資産 A（250）を含む証券化商品について、シニア・トランシェが 800 発行されており、そのうち 80 を銀行が保有している場合、銀行は資産 A の発行体に 25（＝80/800×250）の信用の供与等を行っているともみなされる。なお、劣後トランシェも保有していた場合、その分についても信用の供与等の額を算出する必要がある。

（ii）優先劣後構造がない場合

優先劣後構造がない場合、以下の額を、個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とする（改正後の施行規則 14⑥、改正後の告示 51 号 4 の 3②一）。

$$\frac{\text{対象信用供与等（※）の額}}{\text{間接的信用供与等の総額}} \times \text{個別資産等の価額}$$

（※）信用の供与等の算出の対象となる間接的信用供与等を指す。

例えば、投資対象に資産 B（200）を含む投資信託について、受益証券の発行総額 10,000のうち、500 を銀行が保有している場合、銀行は資産 B の発行体に 10（＝500/10,000×200）の信用

¹¹ ほかに、「ファンド等向けの出資において、契約期間中に運用会社等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に当該運用会社等からの要求に応じる義務を負う場合における、当該出資枠から既出資額を控除した未出資額」が挙げられている。

の供与等を行っているとはみなされる。

(iii) 信用の供与等を受けている者を特定することが著しく困難な場合

信用の供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合、対象信用供与等を、ある受信者に対する信用の供与等と擬制して、その受信者に対する他の信用の供与等と合算することとされている（改正後の施行規則 14⑥、改正後の告示 51 号 4 の 3②三）。

例えば、ファンド C (100) とファンド D (50) について、信用の供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合、いずれも、同一の、ある（仮定の）受信者に対して信用の供与等を行っているとは擬制される。当該受信者に対する信用の供与等の額は合計 150 となり、これが銀行の自己資本の 25%以下であることが求められる。

(6) 担保等提供者への信用の供与等の計上

現行規制では、信用の供与等の額から、現金担保、国債・地方債担保の額や政府系機関による債務保証の額等は控除して計算される（施行規則 14 の 2①、告示 51 号 7）。

改正により、銀行が、自己資本比率規制において以下の信用リスク削減手法を適用している場合（適用するかは銀行の任意）も、保全される額を信用の供与等の額から控除することとされた（改正後の施行規則 14 の 2②、改正後の告示 51 号 8①）¹²。

- ①適格金融資産担保（※）
- ②貸出金と自行預金の相殺
- ③保証
- ④クレジット・デリバティブ

（※）現金、自行預金、金、円建ての日本国債・地方債、一定の格付以上の債券、一定の上場株式等が該当する。

この場合、以下の信用リスク削減手法の場合を除き、保全される額¹³は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等¹⁴（担保等提供者）に対する信用の供与等とみなされる（改正後の施行規則 14 の 2②、改正後の告示 51 号 8②）。

- ①担保として提供される現金及び自行預金
- ②地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る、当該債務の保証
- ③当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等が債務の保証をした貸出金に係る、当該債務の保証

例えば、銀行が会社 E に 1,000 貸出を行っており、会社 F が保証している場合を考える。こ

¹² 自己資本比率規制上は、内部格付手法採用行にはこれらに加えて適格担保（一定の債権、不動産など）も認められるが、大口信用供与等規制上は、適格担保は対象外とされている。

¹³ 保全される額とは、自己資本比率規制におけるリスクアセットの削減額（ただし、信用の供与等の額が上限）とされている（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 67）。

¹⁴ 当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合（適格金融資産担保の場合）は、当該発行者。

の場合に、銀行が自己資本比率規制上、その保証を信用リスク削減手法として適用しており、800 が保全されていれば、大口信用供与等規制上、信用の供与等の額は会社 E に対して 200（＝1,000－800）、会社 F に対して 800 となる（ただし、会社 F が当該銀行の兄弟会社の場合（上記③に該当する場合）、信用の供与等の額は会社 E に対して 200、会社 F に対しては 0 となる）。

（7）コールローン勘定の追加

現行規制では、信用の供与等の範囲から「コールローン勘定」は、当面の間、除外されている（法 13①、施行令 4⑥一、施行規則 14①一、平成 26 年規則改正（内閣府令第 69 号）附則 2①）。

改正により、信用の供与等に「コールローン勘定」が追加された（平成 26 年規則改正（内閣府令第 69 号）附則 2①の削除）。ただし、従前より、銀行、保険会社、金融商品取引業者等に対する日中エクスポージャーは除かれている（施行規則 14 の 2①、告示 51 号 6）。さらに、今回の改正により、以下の事情があり、銀行の健全性に支障が生じない場合については、信用供与等限度額を超過することが認められた（監督指針Ⅲ-2-3-2-6(5)②ハ、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-4②ハ）。

◇ストレス状況下において、銀行間市場の安定性を確保することを目的として、コールローンその他の銀行間エクスポージャーについて信用供与等限度額を超過する必要性が認められる場合

（8）適用除外の範囲の明確化

大口信用供与等規制は、「信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等」は適用除外とされている（法 13③二）。現行規制では、「信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者」は明確でなく、「その他の政令で定める信用の供与等」は施行令で定められていない。

改正により、上記の適用除外について、「信用の供与等を行う銀行又は当該銀行の子法人等に対する信用の供与等」と明確化された（改正後の施行令 4④、改正後の施行規則 14 の 6 の 2）。

3. 大口与信管理の改正

（1）大口与信管理とは

大口信用供与等規制とは別に、金融当局は、銀行が大口与信管理を行っているかを監督することとしている。具体的には、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況等について継続的なモニタリングを行うこととしているかなどを、監督指針に基づいて監督することとされている。

改正により、国際統一基準行について、下記のように大口与信管理が拡充された¹⁵。改正の適用時期は2020年4月1日とされている。

(2) 経済的な相互依存関係のある者を含めた大口与信管理

改正により、国際統一基準行について、単一の与信先に対する信用の供与等が、少なくとも当該銀行のTier1資本の額の5%以上である場合、「当該与信先と経済的な相互依存関係が認められる者」への信用の供与等の額も考慮した大口与信管理を行っているかを、金融当局が監督することとされた（監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2(1)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-4-2(3)）。

「当該与信先と経済的な相互依存関係が認められる者」は監督指針に定義されており、例えば、与信先との間で、年間の総収入又は総支出の50%以上が、当該与信先との取引のみから生じている関係にある（ことを銀行として認識している）者などが、原則として¹⁶該当する。

(3) ファンド・証券化商品等のストラクチャーを踏まえた大口与信管理

改正により、国際統一基準行について、ファンドや証券化商品等への与信管理に当たっては、原資産以外に、ストラクチャー自体に内在する追加的なリスク・ファクターとなり得る関係者（オリジネーター、ファンド・マネージャー、投資ビークルに対する流動性補完やCDS、保証等のプロテクションの提供者等）を特定し、これを踏まえた大口与信管理を行っているかを、金融当局が監督することとされた（監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2(8)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-4-2(3)）。

具体的には、銀行が以下を検討しているか、監督することとしている¹⁷。

- ①投資先である複数のストラクチャーに共通の追加的なリスク要因が存在する場合、これらのストラクチャーへの信用の供与等の総額を管理すること
- ②追加的なリスク要因となる関係者に関連のあるストラクチャーへの信用の供与等を、当該関係者への信用の供与等と合算して管理すること

¹⁵ 2014年のバーゼル銀行監督委員会の見直しでは、これらの見直しは、大口信用供与等規制に相当する大口エクスポージャー規制の見直しに盛り込まれている。

¹⁶ ただし、適時に他の協業先や資金源を見つけること等により、財務上の問題あるいは連鎖的なデフォルトを回避できるといえる場合には該当しないこととされている。

¹⁷ 例えば、ファンドの運用資産が運用主体や他のファンドの資産と法的に分別して管理されていない場合には、運用主体や他のファンドへの信用の供与等の合算した管理を検討する必要があるとされている。

4. 改正の主な影響

(1) ファンド・証券化商品へのルックスルー方式の導入

ルックスルー方式の導入により、2020年4月1日以降は、ファンド・証券化商品の発行体は銀行に対して、個別資産等の額や発行体が誰かについての情報を提供することが求められる。ただし、これらの情報の提供が困難であれば、信用の供与等を受けている者を特定することが著しく困難な場合（2（5）（イ）（iii））に該当することが考えられる。

この著しく困難な場合に該当するファンド・証券化商品は、前述のように、同一の、ある受信者に対する信用の供与等と擬制され、当該受信者への信用の供与等の合計額も、銀行の自己資本の25%以下であることが求められる。そのため、上記の情報の提供が困難なファンド・証券化商品への投資が、一定限度に制限されることとなる。

(2) 担保等提供者への信用の供与等の計上

担保等提供者への信用の供与等の計上により、2020年4月1日以降は、銀行が自己資本比率規制上、信用リスク削減手法を適用していれば、保全額が担保等提供者に対する信用の供与等とみなされることとなる。

そのため、例えば、銀行の貸付について保証を専門に行っている業者についても、保証できる額が銀行の自己資本の25%以下に制限される場合が生じると考えられる。

また、銀行Xから貸付を受けている会社Gについて、G社のグループ自体の受信額は限度額に収まっていても、銀行Xから貸付を受けている会社HがG社の発行社債を担保として提供した場合、限度額を上回る場合が生じ得る。この場合、G社の受信額を減額しなければ、銀行XはG社債を担保として受領できないと考えられる。

(以上)